誓　約　書

津久見市企業立地促進条例に基づき、社宅整備助成金のうち、中古住宅を社宅として活用する助成金に対し、交付決定者が第3条及び第５条に規定する要件を欠いたとき、又は偽りその他不正の手段によって、助成金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、次に掲げる各号の規定により、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるとき、又は市長が特別に認める場合についてはこの限りではない。

(1)　偽りその他不正の手段によって、補助金の交付を受けたときは全額

(2)　指定した年度から３年未満に社宅を退去した場合については全額または一部

(3)　指定した年度から３年未満に売却した場合については全額または一部

年　　月　　日

社宅住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　社　　名：　　　　　　　　　　　　　　　㊞